

医療保険料金表（精神）

令和8年10月1日現在

■基本料金

各種健康保険、公費医療制度が適応されます。健康保険証・高齢受給者証・健康手帳をご提示ください。

訪問回数/負担割合		利用料金 (10割)	※ 精神科訪問看護 基本療養費	精神科訪問 看護 管理療養費	負担額		
					1割	2割	3割
1日目 (月の日)	30分未満	11,960	4,250	7,710	1,200	2,390	3,590
	30分以上	13,260	5,550	7,710	1,330	2,650	3,980
週3日目 まで	30分未満	7,260	4,250	3,010	730	1,450	2,180
	30分以上	8,560	5,550	3,010	860	1,710	2,570
週4日目 以降	30分未満	8,010	5,100	3,010	800	1,600	2,400
	30分以上	9,560	6,550	3,010	960	1,910	2,870
※注意 以下は①精神科複数回訪問加算、②精神科重症患者支援管理加算を届出済みの場合のみ							
同日2回目(★届出)		4,500	-	-	450	900	1,350
同日3回目(★届出)		8,000	-	-	800	1,600	2,400
外泊中の訪問							
1回につき		8,500	-	-	850	1,700	2,550

※准看護師が訪問した場合、基本療養費は

4,250円→3,870円、5,550円→5,050円、5,100円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

■加算

加算の内容		利用料金(10割)	負担額		
			1割	2割	3割
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000	200	400	600
退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
退院支援指導加算(長時間)		8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600
複数名精神科 訪問看護加算	①2人目が看護師・作業療法士	4,500	450	900	1,350
	2回/日訪問	9,000	900	1,800	2,700
	3回/日以上訪問	14,500	1,450	2,900	4,350
	②2人目が准看護師	3,800	380	760	1,140
	2回/日訪問	7,600	760	1,520	2,280
	3回/日以上訪問	12,400	1,240	2,480	3,770
	③2人目が看護補助者及び精神保健福祉士	3,000	300	600	900
★精神科重症患者 支援管理加算※1	①の場合	8,400	840	1,680	2,520
	②の場合	5,800	580	1,160	1,740

加算の内容	利用料金(10割)	負担額		
		1割	2割	3割
ターミナルケア療養費 1[※2]	25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費 2[※3]	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費 1・2・3※4	1,500	150	300	450
24 時間対応加算イ	6,800	680	1,360	2,040
24 時間対応加算ロ	6,520	640	1,280	1,920
特別管理加算 I	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算 II	2,500	250	500	750
長時間精神科訪問看護加算[※5]	5,200	520	1,040	1,560
精神科緊急訪問看護加算(月 14 回まで)	2,650	270	540	800
精神科緊急訪問看護加算(月 15 回以降)	2,000	200	400	600
早朝(6-8 時)・夜間(18-22 時)訪問加算	2,100	210	420	630
深夜訪問加算(22-6 時)	4,200	420	840	1,260
医療 DX 加算	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050	110	210	320
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	330	33	66	99
訪問看護物価対応料 1 イ)月の初日	60	6	12	18
訪問看護物価対応料 1 ロ)月の 2 日目以降	20	2	4	6

※1 精神保健福祉等が、当該保険医療機関と別の訪問看護ステーションの看護師等と連携し、

患者または家族の同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合

① 重症患者等のうち、集中的な支援を必要とする場合

② 重症患者等

※2 ターミナルケア療養費 1：特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求していない場合

※3 ターミナルケア療養費 2：特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算等を請求している場合

※4 訪問看護情報提供療養費 1・2・3：当該利用者の同意を得て、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

1：市町村など

2：学校などの教育機関など

3：病院や介護医療院、入居施設など

※5 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に限る